

黒石市告示第 1 2 2 号

伝統的建造物の利活用とエリアリノベーションの実践モデル調査業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

黒石市長 高 樋 憲

第 1 業務概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 業 務 名 | 伝統的建造物の利活用とエリアリノベーションの実践モデル調査業務委託 |
| 2 | 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで |
| 3 | 業務内容 | 「伝統的建造物の利活用とエリアリノベーションの実践モデル調査業務委託仕様書」のとおり |
| 4 | 予 算 額 | 1 1, 9 3 5 千円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 5 | 選定方法 | 一定の条件を満たす者の中から、企画提案書により業務の履行に最も適した者を選定する。 |

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 参加申込書の提出日時点で令和 7 年度黒石市入札参加資格者名簿に登録されていること。なおこの登録に係る申請は随時受付を行っているが書類等の確認等に日数を要する場合があるので注意すること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年度政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3） 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （4） 黒石市暴力団排除条例（平成 2 3 年黒石市条例第 2 1 号）に規定する暴力団等でないこと。
- （5） 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （6） 法人格を有し、かつ本事業委託内容を十分理解した上で業務を円滑に遂行できること。

- (7) 平成27年度以降において、黒石市をはじめとした官公庁が発注した歴史的建造物の利活用に関する業務又はまちなか再生に関する業務の受託実績があること。
- (8) 配置予定技術者（管理技術者）に対する要件は、一級建築士または技術士（建設部門）のいずれかの資格を有することとする。

第3 資料の配布

本プロポーザルに係る資料は、市ホームページに掲載する。

○ページタイトル:伝統的建造物の利活用とエリアリノベーションの実践モデル調査
業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

第4 プロポーザルに係る手続等

1 担当課

- (1) 部署名:黒石市商工観光部観光課まちそだて推進係
- (2) 所在地:〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11-1
- (3) 電話番号:0172-52-2111 (内線:646)
- (4) FAX 番号:0172-53-1839
- (5) メールアドレス:kankoushinkou@city.kuroishi.aomori.jp

2 質問について

- (1) 受付期間:本プロポーザルの告示日から令和7年6月27日(金)17時まで
- (2) 提出書類:質問書(様式第1号)
- (3) 提出方法:質問書については、電子メールで提出すること。送信後は、電話連絡により受信確認を行うこと。
- (4) 回答方法:令和7年7月1日(火)までに競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、応募者全員に対し、質問内容とともにメールにて回答する。また、黒石市ホームページにもすべての質問とその回答を掲載する。

3 参加申込書について

- (1) 提出期限:令和7年7月2日(水)17時まで
- (2) 提出部数:1部

4 企画提案書について

- (1) 提出期限:令和7年7月23日(水)17時まで
- (2) 提出部数:正本1部、副本8部及び電子データ(CD-R等)1部

5 選定について

- (1) 評価方法

評価は、黒石市が定める委員により組織された「伝統的建造物の利活用とエリアリノベーションの実践モデル調査業務委託企画提案競技審査会」が行います。なお、選定に当たっては、評価項目に沿って提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を企画提案競技審査会構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

(2) 開催日時及び場所

開催日時及び場所の詳細については、参加資格審査結果通知時にお知らせいたします。